

令和4年3月

太田市外三町広域清掃組合議会定例会

会 議 録

太田市外三町広域清掃組合

令和 4 年 3 月 太田市外三町広域清掃組合議会定例会会議録

令和 4 年 3 月 2 8 日 (月曜日)

1 出席議員

1 番	石井 ひろみつ	議員	2 番	高 橋 え み	議員
3 番	今 井 俊 哉	議員	4 番	木 村 浩 明	議員
5 番	中 村 和 正	議員	6 番	斎 藤 光 男	議員
7 番	瀬 山 登	議員	8 番	松 村 潤	議員
9 番	渡 邊 明	議員	1 0 番	青 木 満	議員
1 1 番	田 邊 信 雄	議員	1 2 番	柿 沼 英 己	議員

2 説明のために出席した者

管 理 者	清 水 聖 義	副管理者	高 橋 純 一
副管理者	村 山 俊 明	副管理者	金 子 正 一
会計管理者	谷 津 浩 司		
局 長	城 代 秀 一	副 局 長	久保田 和 良

3 事務局出席者

議会事務局長	青 木 一 男		
参 事	松 森 則 之	係 長	岡 島 敬 一
係長代理	横 山 渡	係長代理	岡 部 智 康
主 任	武 内 一 也		

議 事 日 程（第 1 号）

令和 4 年 3 月 2 8 日 午後 3 時 1 5 分 開議

太田市外三町広域清掃組合議会議長 斎藤 光男

会議に付した事件及び順序

第 1 会期の決定

第 2 会議録署名議員の指名

第 3 議案第 1 号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議についての専決処分について

第 4 議案第 2 号 群馬県市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び規約の変更についての専決処分について

第 5 議案第 3 号 令和 3 年度太田市外三町広域清掃組合一般会計補正予算（第 2 号）について

第 6 議案第 4 号 令和 4 年度太田市外三町広域清掃組合一般会計予算について

第 7 議案第 5 号 太田市外三町広域清掃組合職員定数条例の一部改正について

◎開 会

午後 3 時 1 5 分開会

○議長（斎藤光男） これより、令和 4 年 3 月太田市外三町広域清掃組合議会定例会を開会致します。

◎開 議

○議長（斎藤光男） これより本日の会議を開きます。

◎日程の報告

○議長（斎藤光男） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布申し上げたとおりであります。その順序により会議を進めたいと思いますのでご了承願います。

◎会 期 の 決 定

○議長（斎藤光男） 始めに日程第 1、会期の決定を議題と致します。

○議長（斎藤光男） お諮り致します。今、定例会の会期は、本日 1 日と致したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」）の声

○議長（斎藤光男） ご異議なしと認めます。

よって会期は本日 1 日と決定致しました。

◎会議録署名議員の指名

○議長（斎藤光男） 次に、日程第 2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、組合議会会議規則第 6 1 条の規定により、議長において 3 番、今井俊哉議員、4 番、木村浩明議員を指名致します。

◎議 案 上 程

「議案第 1 号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について

の専決処分について」

○議長（斎藤光男） 次に日程第３、議案第１号を議題と致します。

◎提案理由の説明

○議長（斎藤光男） 朗読を省略し、ただちに理事者から提案理由の説明を求めます。

（城代局長挙手）

○議長（斎藤光男） 城代局長。

○組合局長（城代秀一） 議案第１号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議についての専決処分について、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書の１ページをご覧ください。

本案は、当該組合の組織団体である桐生地域医療組合が組織団体としては脱退せず令和４年３月３１日をもって別表第２の１の項の事務（常勤の職員に係る退職手当支給事務）の共同処理を終了するため、退職手当の支給事務に係る負担金の還付又は特別徴収を行えるように文言整理を行うものでございます。別表第２の１の項から桐生地域医療組合を除くとともに、令和４年４月１日から邑楽館林医療事務組合の名称が邑楽館林医療企業団と変更されるため、別表第１及び別表第２の５の項中、同じく邑楽館林医療事務組合を邑楽館林医療企業団に変更するものでございます。

なお、附則と致しまして、第１項でのこの規約は令和４年４月１日から施行し、第１２条の改正規定については、同年３月３１日から施行致します。第２項でのこの規約の施行日前に退職した桐生地域医療組合の職員に係る別表第２の１の項左欄の事務に関しては、この規約の施行日以後においても、桐生地域医療組合は、同表の１の項右欄に掲げる共同処理する団体であるものとみなすとするものでございます。

通常であれば、本日の組合議会にて議決後に議決書の謄本を提出するわけですが、提出期限が３月２２日であったため専決処分したものであります。

また、参考に群馬県市町村総合事務組合規約新旧対照表を添付致しましたので、ご確認下さい。

以上、議案第１号について提案理由のご説明を申し上げましたが、宜しくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（斎藤光男） これより質疑に入ります。

只今の説明に対し、ご質疑ありませんか。

（「なし」の声）

○議長（斎藤光男） 別に、質疑もないようですから、以上で質疑を打ち切ります。

◎討 論（終局）

○議長（斎藤光男） これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（斎藤光男） 別に、討論もないようですから、以上で討論を打ち切ります。

◎採 決

○議長（斎藤光男） これより採決致します。

本案を原案のとおり、承認することに賛成の方は、挙手願います。

（挙 手 全 員）

○議長（斎藤光男） 挙手全員。よって本案は原案のとおり承認されました。

◎議 案 上 程

「議案第2号 群馬県市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び規約の変更についての専決処分について」

○議長（斎藤光男） 次に日程第4、議案第2号を議題と致します。

◎提案理由の説明

○議長（斎藤光男） 朗読を省略し、ただちに理事者から提案理由の説明を求めます。

（城代局長挙手）

○議長（斎藤光男） 城代局長。

○組合局長（城代秀一） 議案第２号 群馬県市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び規約の変更についての専決処分について、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書の３ページをご覧ください。

本案は、群馬県市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体に令和４年４月１日から館林市が加入し、群馬県市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体である邑楽館林医療事務組合が令和４年４月１日から邑楽館林医療企業団へ名称変更となるに当たって、群馬県市町村公平委員会共同設置規約別表について所要の規定の整備を行うため、期日までに議会の議決を求めるものでございます。

なお、附則につきましては、施行期日をそれぞれ定め、現在の公平委員会に係る経過措置をあわせて設けるものでございます。

通常であれば、本日の組合議会にて議決後に議決書の謄本を提出するわけですが、議決期限が３月２３日であったため、専決処分したものであります。

なお、参考に群馬県市町村公平委員会共同設置規約新旧対照表を添付致しましたので、ご確認ください。

以上、議案第２号について提案理由のご説明を申し上げましたが、宜しくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（斎藤光男） これより質疑に入ります。

只今の説明に対し、ご質疑ありませんか。

（「なし」の声）

○議長（斎藤光男） 別に、質疑もないようですから、以上で質疑を打ち切ります。

◎討 論（終局）

○議長（斎藤光男） これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（斎藤光男） 別に、討論もないようですから、以上で討論を打ち切ります。

◎採 決

○議長（斎藤光男） これより採決致します。

本案を原案のとおり、承認することに賛成の方は、挙手願います。

(挙 手 全 員)

○議長（斎藤光男） 挙手全員。よって本案は原案のとおり承認されました。

◎議 案 上 程

「議案第 3 号 令和 3 年度太田市外三町広域清掃組合一般会計補正予算（第 2 号）について」

○議長（斎藤光男） 次に日程第 5、議案第 3 号を議題と致します。

◎提案理由の説明

○議長（斎藤光男） 朗読を省略し、ただちに理事者から提案理由の説明を求めます。

(城代局長挙手)

○議長（斎藤光男） 城代局長。

○組合局長（城代秀一） 議案第 3 号 令和 3 年度太田市外三町広域清掃組合一般会計補正予算（第 2 号）について、提案理由のご説明を申し上げます。

別冊の令和 3 年度太田市外三町広域清掃組合一般会計補正予算書及び補正予算に関する説明書（3 月補正）の 1 ページをご覧ください。

本ページにおきましては、令和 3 年度太田市外三町広域清掃組合一般会計補正予算の歳入歳出の補正について定めたものでありまして、歳入歳出それぞれ、3 8 2 万 9 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を 2 7 億 5 千 6 6 0 万円とするものでございます。

次に 2 ページ及び 3 ページについては、第 1 表 歳入歳出予算補正の款項の区分ごとの金額になります。

続きまして、4 ページからは歳入歳出補正予算の事項別明細書総括になります。4 ページには歳入を、5 ページには歳出をそれぞれ款別に示しましたので、款全体はこちらでご確認下さい。また、6 ページには、補正額の財源内訳が示してございます。

続きまして、歳入歳出予算を事項別明細書によりご説明申し上げます。始めに、歳入についてですが、7 ページ及び 8 ページをご覧ください。

4 款 1 項 1 目繰入金につきましては、1 千万円を減額するものでございます。

6 款諸収入を 6 1 7 万 1 千円増額するものでございます。

次に、9 ページ及び 1 0 ページをご覧ください。歳出でございますが、2 款 1 項 1 目一般管理費につきましては、役務費における通信運搬費及び手数料並びに 1 7 節備品購入費を併せ、5 9 万 1 千円を増額するものでございます。

3 款衛生費 1 項 1 目 1 2 節委託料につきましては、焼却灰最終処分業務委託料として 5 5 4 万 7 千円を減額し、資源ごみ再商品化等のリサイクル処理業務委託料を 1 1 2 万 7 千円増額し、合計で 4 4 2 万円を減額するものでございます。

以上、議案第 3 号につきまして提案理由のご説明を申し上げましたが、宜しくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（斎藤光男） これより質疑に入ります。

只今の説明に対し、ご質疑ありませんか。

（「なし」の声）

○議長（斎藤光男） 別に、ご質疑もないようですから、以上で質疑を打ち切ります。

◎ 討 論（終局）

○議長（斎藤光男） これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（斎藤光男） 別に、討論もないようですから、以上で討論を打ち切ります。

◎ 採 決

○議長（斎藤光男） これより採決致します。

本案を原案のとおり、可決することに賛成の方は、挙手願います。

（挙 手 全 員）

○議長（斎藤光男） 挙手全員。よって本案は原案のとおり可決されました。

◎ 議 案 上 程

「議案第 4 号 令和 4 年度太田市外三町広域清掃組合一般会計予算について

て」

○議長（斎藤光男） 次に日程第6、議案第4号を議題と致します。

◎提案理由の説明

○議長（斎藤光男） 朗読を省略し、ただちに理事者から提案理由の説明を求めます。

（城代局長挙手）

○議長（斎藤光男） 城代局長。

○組合局長（城代秀一） 議案第4号 令和4年度太田市外三町広域清掃組合一般会計予算につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

別冊令和4年度太田市外三町広域清掃組合一般会計予算書及び予算に関する説明書の1ページをご覧ください。

本ページにおきましては、令和4年度太田市外三町広域清掃組合の歳入歳出予算をはじめ、継続費、一時借入金並びに歳出予算の流用について定めたもので、歳入歳出予算の総額をそれぞれ30億6千265万3千円とするものでございます。

第2条継続費につきましては、4ページの第2表、（仮称）太田市外三町広域斎場整備事業で総額及び年割額を定めたものでございます。

第3条の一時借入金の最高額は、1億円とするものでございます。

第4条は歳出予算の流用について定めたものでございます。

次に、2ページ及び3ページにつきましては、歳入歳出予算の款項の区分ごとの金額になります。

4ページには（仮称）太田市外三町広域斎場整備事業について総額を43億1千585万円とし、令和4年度から令和8年度までの年割額を設定するものでございます。

5ページ及び6ページには歳入歳出予算事項別明細書の総括と致しまして、歳入歳出予算を款別に前年度予算額と比較した金額を示しました。ともに前年度予算額25億9千964万8千円に対し、4億6千300万5千円の増額となっております。増額となった主な要因につきましては、新たな広域斎場建設事業費及びごみ処理経費でございます。また、7ページには、予算額の財源内訳を示しましたのでご確認ください。

続きまして、歳入歳出予算を事項別明細書によりご説明申し上げます。

8 ページ及び9 ページをご覧ください。始めに歳入でございますが、1 款1 項1 目市町村負担金合計1 9 億8 千2 8 1 万円は、各構成市町の負担金でありまして、前年度予算額に対しまして、1 億9 千8 1 5 万円の増額となっております。内訳と致しましては、太田市1 3 億6 千5 6 3 万1 千円、千代田町1 億1 千7 3 1 万3 千円、大泉町3 億5 0 3 万1 千円、邑楽町1 億9 千4 8 3 万5 千円を計上するものでございます。

次に、2 款1 項1 目リサイクルプラザ使用料につきましては、太田市清掃事業課が2 階の多目的ホールを事務室として使用しており、年間の使用料として3 4 0 万6 千円を計上したものでございます。

次に、2 款2 項1 目衛生手数料4 億5 1 8 万1 千円につきましては、リサイクルプラザに搬入される不燃ごみ、粗大ごみ等の廃棄物処理手数料及びクリーンプラザに搬入される可燃ごみの廃棄物処理手数料を計上したものでございます。

次に、3 款1 項1 目衛生費国庫補助金につきましては、災害等廃棄物が発生した場合に対応するため、存目計上したものでございます。

次に、4 款1 項1 目繰入金1 千万につきましては、財政調整基金から繰入金として計上したものでございます。

続きまして、1 0 ページ及び1 1 ページをご覧ください。

5 款1 項1 目繰越金1 0 0 万円につきましては、前年度繰越金で前年度と同額を計上したものでございます。

6 款1 項1 目雑入合計額6 億6 千2 5 万5 千円につきましては、1 節は鉄やアルミ等の資源化物売却収入として、1 億1 千4 0 9 万3 千円を計上しました。

また、2 節は、自転車や家具等の再生品売却収入として1 5 万円を見込み、3 節の電力売却収入につきましては、クリーンプラザの廃棄物焼却発電による電力エネルギーの売却料、5 億4 千6 0 0 万円を見込んでおります。先ほど1 市3 町により締結されましたエネルギーの地産地消に関する連携協力協定に基づき、自己消費分を除いた余剰電力のうちFIT 分を東京電力へ、FIT 認定を受けていない電力を地域電力に売却することにより、地産電力の優先利用に資するものでございます。

続きまして、歳出予算についてご説明申し上げます。

1 2 ページ及び1 3 ページをご覧ください。

1 款1 項1 目議会費合計額2 5 万6 千円につきましては、組合議会運営に係る事務的経費について、前年度と同額を計上したものでございます。

また、2 款1 項1 目一般管理費合計額1 億1 千8 0 1 万9 千円につきましては、事務局運営費として委員報酬、職員等の人件費や共済組合負担金等を、1 2 ページから1 5 ページには、施設管理運営費として、需用費、役務費、各種業務

委託料、備品購入費等を計上したものでございます。

次に、3款1項1目斎場管理費合計額1億6千954万7千円につきましては、広域斎場整備に係る経費でありまして、基本設計等を始めとする委託料及び工事費でございます。16ページから17ページをご覧ください。2項1目清掃事業費合計額20億5千992万4千円につきましては、リサイクルプラザ及びクリーンプラザの運営に係る経費でありまして、作業用車両の点検整備費等の需用費、両施設の運転管理業務や焼却灰等の処分に係る委託料等、ごみ処理に係る経費を計上したものでございます。

なお、前年度に対して増額となっている要因につきましては、焼却灰の排出量について、想定以上の焼却灰が排出されているためでございます。

4款1項1目元金6億7千714万8千円につきましては、クリーンプラザに係る起債償還元金を計上するものでございます。

また、2目利子につきましては、起債に係る利子として3千675万9千円を計上するものでございます。

次に、18ページ及び19ページをご覧ください。5款1項1目予備費として前年度同様の100万円を計上致しました。

なお、20ページから27ページには給与費明細書、28ページから29ページには継続費を、30ページには債務負担に関する調書及び地方債に関する調書をそれぞれ添付致しましたのでご確認ください。

以上、議案第4号について、提案理由のご説明を申し上げましたが、宜しくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（斎藤光男） これより質疑に入ります。

只今の説明に対し、ご質疑ありませんか。

（「なし」の声）

○議長（斎藤光男） 別に、ご質疑もないようですから、以上で質疑を打ち切ります。

◎討 論（終局）

○議長（斎藤光男） これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（斎藤光男） 別に、討論もないようですから、以上で討論を打ち切ります。

◎採 決

○議長（斎藤光男） これより採決致します。

本案を原案のとおり、可決することに賛成の方は、挙手願います。

（挙 手 多 数）

○議長（斎藤光男） 挙手多数。よって本案は原案のとおり可決されました。

◎議 案 上 程

「議案第 5 号 太田市外三町広域清掃組合職員定数条例の一部改正について」

○議長（斎藤光男） 次に日程第 7、議案第 5 号を議題と致します。

◎提案理由の説明

○議長（斎藤光男） 朗読を省略し、ただちに理事者から提案理由の説明を求めます。

（城代局長挙手）

○議長（斎藤光男） 城代局長。

○組合局長（城代秀一） 議案第 5 号 太田市外三町広域清掃組合職員定数条例の一部改正について、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書の 7 ページをご覧ください。

本案は、広域斎場事務の追加等に伴い、今後を見据え条例の一部改正を行うものでございます。

内容につきましては、第 2 条職員の定数を「10 人」から「12 人」に改めるものでございます。

なお、附則としまして、この条例の施行日を令和 4 年 4 月 1 日からとするものでございます。

以上で議案第 5 号につきまして、提案理由のご説明を申し上げましたが、宜しくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（斎藤光男） これより質疑に入ります。

只今の説明に対し、ご質疑ありませんか。

(「なし」の声)

○議長(斎藤光男) 別に、ご質疑もないようですから、以上で質疑を打ち切ります。

◎討 論(終局)

○議長(斎藤光男) これより討論に入ります。
討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(斎藤光男) 別に、討論もないようですから、以上で討論を打ち切ります。

◎採 決

○議長(斎藤光男) これより採決致します。
本案を原案のとおり、可決することに賛成の方は、挙手願います。
(挙 手 全 員)

○議長(斎藤光男) 挙手全員。よって本案は原案のとおり可決されました。

◎閉 会

○議長(斎藤光男) 以上をもちまして、今、定例会の議事全てを終了致しましたので、これをもって閉会と致します。大変ありがとうございました。

午後 3 時 3 0 分閉会

地方自治法第123条第2項及び太田市外三町広域清掃組合議会会議規則
第61条の規定により、ここに署名する。

太田市外三町広域清掃組合議会議長

斎藤光男

太田市外三町広域清掃組合議会議員

今井俊哉

太田市外三町広域清掃組合議会議員

木村浩明